

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
ふれあいサポート事業連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 精華町における住民の多様なニーズに適応した福祉サービスを提供することを目的とし、ふれあいサポート事業連絡会議（以下「会議」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) ふれあいサポート事業の啓発に関すること
- (2) 住民の福祉ニーズに関すること
- (3) 協力会員の研修に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議は、精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に所属する次の者をもって組織する。

- (1) 議長 事務局長
- (2) 委員 地域福祉課長、在宅福祉課長、地域福祉係担当者、地域包括支援センター担当者、居宅介護支援事業係担当者、並びにその他会議に必要と認められる者。

(召集)

第4条 会議は、定期的もしくは必要に応じて開催し、議長が召集する。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 会議に関する事務は、本会地域福祉課地域福祉係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。